

**児童，高齢者及び障害者の安全確保
並びに施設の安全管理についての
対応マニュアル作成指針**

平成13年10月

茨城県保健福祉部

目次

はじめに	1
第1 対応マニュアル作成指針	
1 対応マニュアルの作成.....	2
2 防犯体制の確立	
(1) 対応マニュアルの活用.....	2
(2) 防犯責任者の指定.....	3
(3) 職員に対する指導と訓練.....	3
(4) 避難訓練.....	3
(5) 関係機関・地域社会との連携.....	4
3 施設と防犯設備の保守点検.....	4
4 不審者の発見と対応要領	
(1) 巡回.....	5
(2) 来訪者のチェック.....	5
5 通所時の安全確保.....	5
6 被害発生時の対応要領	
(1) 不審者情報がある場合の連絡等の体制.....	5
(2) 危険な不審者への対応.....	6
(3) 刃物や銃を突きつけられたとき.....	6
(4) 不審者が逃走したとき.....	7
7 110番通報要領.....	7
8 安否確認と関係者・関係機関への連絡.....	8
9 119番通報要領.....	8
参 考	9
第2 対応マニュアルの具体例	11

児童，高齢者及び障害者の安全確保並びに 施設の安全管理についての対応マニュアル作成指針

はじめに

先般，大阪府内の小学校において，多数の児童が殺傷される痛ましい事件が発生した。児童，高齢者及び障害者の福祉施設において，このような事件が発生することを防ぐためには，施設の構造・設備を常に点検・把握するなど，その予防に努めなければならない。万一不測の事態が発生した場合には，迅速かつ的確に対応する必要がある。

そのためには，福祉施設においては，日頃から，職員の協力体制，保護者や家族との連絡体制，警察など関係機関や地域社会との連携体制を確保することが重要である。

この指針は，各施設において，児童，高齢者及び障害者の安全確保並びに施設の安全管理についての対応マニュアルを作成するうえでのガイドラインとして作成したものである。

また，具体例として「不審者の発見と対応に関する手順」，「緊急時の組織と連絡体制」等を示した。

各施設におかれては，これら指針等を参考としながら，施設の構造・設備と，危機管理体制の現状を把握したうえで，それぞれの実情に即して，安全性を最大限に高めるための対応マニュアルを作成し，安全性の確保に向け，積極的な取組みを講じられたい。

なお，対応マニュアルの作成にあたっては，施設全体として危機意識を高めるために，全職員参画のもとで作成されることに特に留意されたい。

第1 対応マニュアル作成指針

1 対応マニュアルの作成

各施設において、不審者の侵入を予防し、被害が発生した場合に適切に対応するための方策と行動基準を、対応マニュアルとして定めるとともに、入所（通所）児者、保護者や家族、関係機関や地域社会との連携を図る。

対応マニュアルは、施設の立地条件、構造と設備、入所（通所）児者の属性や日課、職員の勤務体制など、施設の実情に即したものとする。

その際、各施設に共通する次のような基本的な事項については、十分な検討を行うことが必要である。

- ・ 防犯のための体制づくりと普段の備え
- ・ 施設と防犯設備の点検と整備
- ・ 通所時の安全確保要領
- ・ 不審者の発見と対応要領
- ・ 被害発生時の対応要領
- ・ 110番通報要領
- ・ 119番通報要領
- ・ 緊急連絡先一覧

2 防犯体制の確立

(1) 対応マニュアルの活用

対応マニュアルは、その骨子を施設内の見やすい場所（随所）へ掲示するとともに、職員が十分に理解するよう徹底する。

対応マニュアルは、実効性が高まるよう、職員に対する指導と訓練などを通して、随時、修正を加えていく。

特に、被害発生時の対応要領については、定期的な訓練を通して速やかに緊急時の対応ができるように見直しを行う。

(2) 防犯責任者の指定

施設長や副施設長を防犯責任者として指定し，防犯責任者は次のような業務を日常的・継続的なものとして行う。

- ・ 施設と防犯設備の点検と整備の取りまとめ
- ・ 職員に対する指導と訓練（避難訓練を含めた緊急時の対応について）の実施
- ・ 対応マニュアルの修正
- ・ 警察などの関係機関や地域社会との連携と防犯情報の収集

(3) 職員に対する指導と訓練

施設の安全管理について，職員会議で定期的に取り上げるなど，職員の間での情報交換や共通理解を図る。

入所（通所）児者の安全確保について，各職員の役割分担を明確にし，相互の協力体制のもと，被害の防止と，万一，被害が発生した場合の対応にあたる。

職員に対して，次のような事項に関する指導と訓練を，反復して行う。

これらは，形骸化することのないよう，状況設定を変えたり，関係機関から情報を収集して内容や方法を工夫する。

- ・ 防犯意識の向上（危機管理の重要性の認識，防犯のための基本的な留意事項，ケーススタディ）
- ・ 防犯設備の操作方法（護身術と防犯用具の使用方法）
- ・ 不審者への対応方法
- ・ 入所（通所）児者の避難誘導方法
- ・ 110番通報・119番通報や緊急連絡の要領

(4) 避難訓練

被害発生時に混乱することなく，スムーズに避難できるよう，入所（通所）児者を含めての避難訓練を，反復して行う。

避難にあたっては，パニックを防止するため，あらかじめ次に掲げる措置を講じて

おく。(出典：在ニューヨーク日本国総領事館ホームページ「爆弾テロ対策Q & A」)

- ・ 避難計画をたて、関係者全員に周知し、それに基づいて訓練を行い、その都度、内容を修正する。
- ・ 避難経路(複数)を明確にしておく。
- ・ 避難統制のための補助者を指定しておく。
- ・ 避難先(複数)を決め、その安全を確認しておく。

(5) 関係機関・地域社会との連携

警察へは、施設周辺の巡回や施設への定期的な立寄り、防犯に関する情報提供などについて、協力を依頼する。

郵便局や宅配便事業者などへは、不審者を発見した場合の通報などについて協力を依頼する。

市町村、県(児童相談所、地方福祉事務所、保健所など)のほか、民生・児童委員、地域の団体、近隣の福祉施設、医療機関、教育機関などとは、普段から情報を共有し、不審者の侵入の予防と被害発生時の対応に協力を得られるよう連携を図る。

休日、夜間・早朝の時間帯や、勤務する職員が少なくなるときには、職員相互や関係機関との連絡に手間取ったり、連携が手薄になったりしないよう、緊急連絡網や応援体制を整える。

3 施設と防犯設備の保守点検

施設と防犯設備は、日常のメンテナンスを継続することと、原状を維持することが重要であり、チェックリストを用いて、定期的に保守点検を行う。

防犯設備は、実際に作動させて、電源やスイッチの入れ忘れ、バッテリーの消耗、作動状況等の点検を実施し、不備な箇所は早急に改善を図る。

(例) 防犯カメラのレンズや監視ミラーの汚れ・アングルの不具合、センサーライトなどの照明設備の球切れ等初歩的なミスのないよう留意する。

4 不審者の発見と対応要領

(1) 巡回

施設の内外を定時に巡回するほか、業務の合間には周辺に注意を払って、不審者がいないか確認することを習慣付ける。

次のような人は、不審者であると考えられる。

- ・ 施設周辺に長時間にわたって駐車しているクルマに乗っている人
- ・ 施設周辺を徘徊する人
- ・ 物陰などから施設の様子をうかがっている人
- ・ ヘルメット、マスク、帽子などで顔を隠している人
- ・ 不自然なものを持っていたり、何かを隠し持っている様子の人

発見した場合は、ためらうことなく110番通報を行う。

(2) 来訪者のチェック

常時、来訪者をチェックできるよう、事務室には職員が常駐するようにする。不在になるときは、出入口を施錠する。(普段利用する出入口は、できるだけ少なくするとともに、事務室など職員が常駐する場所から見えるところに限定する。)

来訪者には必ず声をかけ、事務室でチェックイン(氏名、連絡先、用件などの聞き取り)をしてもらい、施設内ではIDカード等を身に付けてもらうようにする。

5 通所時の安全確保

通所の経路上にある危険箇所、不審者などが潜みやすい箇所をきめ細かく把握し、通所児者と保護者等へ注意喚起する。

通所児者が、通所の途上で不審者に遭遇したり、被害にあった場合に、交番、「子どもを守る110番の家」等に緊急避難できるよう通所児者、保護者等に場所を周知する。

6 被害発生時の対応要領

(1) 不審者情報がある場合の連絡等の体制

関係機関などから、不審者等が出没するの情報が寄せられた場合には、次のように対応する。

- ・ 職員間による状況認識の一致を図り、職員体制を確立する。
- ・ 入所（通所）児者、保護者や家族に対して、状況をわかりやすく説明し、入所（通所）児者だけで過ごしたり、不用意に施設内から出たりしないよう、注意を喚起する。
- ・ 警察に対して、巡回の強化を要請する。
- ・ その他の関係機関と情報を共有し、必要に応じて相互に協力できる体制を整える。

(2) 危険な不審者への対応

不審者（チェックインの求めに応じない者等）への対応は、必ず2人以上で行うようにし、挨拶、用件の確認を行いながら不審者に気付かれないように、直ちに110番通報を行う。

1人の場合には、不審者とは適当な距離を保ちながら、刺激しないよう声をかけ、（通報装置がある場合には通報装置を用いるなど）他の職員が来るのを待つ。

他の職員の応援や警察官が来るまでに時間がかかりそうな場合には、不審者の様子を見ながら事務室や応接室などへ誘導して、入所（通所）児者の居室などへ侵入させないようにする。

状況に応じて、防犯ブザーや火災報知機等を鳴らして異常を知らせる。

近くに入所（通所）児者がいる場合には、不審者を刺激しないよう、職員相互で合い言葉を使うなどして、入所（通所）児者を避難させ、侵入経路を封鎖、施錠する。

合い言葉の例 「 さん（架空の人物）が見えましたよ」など事前に合い言葉を決めておくことと訓練が必要である。

これらの対応は、いかなる場合であっても、入所（通所）児者の安全確保を最優先することを念頭において行わなければならない。

(3) 刃物や銃を突きつけられたとき

近くに入所（通所）児者がおらず、その場から逃げ出すことができそうな場合には、

警察官が来るまでは、現場に立ち入らずに、現況のまま保存しておく。

また、不審者の特徴や、逃走の方法と方向、事件の経過などを記録しておく。

8 安否確認と関係者・関係機関への連絡

負傷者や、極度の興奮状態にあったり、精神的なダメージを受けている人がいる場合には、119番通報をするとともに、近隣の医療機関、福祉施設などへ応援を依頼し、その救護を最優先する。

情報や職員の対応が錯綜することのないよう、防犯責任者などの一元的な指揮のもとで、施設内外をくまなく巡回することや、保護者や家族へ確認することにより、すべての入所（通所）児者と職員の安否を確認し、負傷者や被害の状況を把握する。

また、負傷者等の収容先や容態について、情報を収集する。

入所（通所）児者の保護者や家族へ、事件があったことを連絡し、入所児者の介護や通所児者の引取りを要請する。

事件があったことや、不審者の特徴について、緊急連絡網を用いて、近隣の福祉施設、医療機関、教育機関、市町村へ連絡する。

9 119番通報要領

電話をかける場所から見える位置に、次のようなメモを掲示しておく。

- ・ 種類.....救急です
- ・ 場所..... 　　　です（施設名，所在地，近くの目標物）
- ・ 通報者.....氏名
- ・ 被害状況.....負傷者は　人です
　　　　　　　　　負傷者の容態は　　の状態です。

* 負傷者の状態を聞かれたら簡潔に。

(参考)

一層の安全を期するための、施設の構造の改善と防犯設備の設置に関する取組み事例として、次のようなものが考えられる。

1 施設の構造の改善

職員の通常の動線からは死角となる場所を確認し、注意を払うようにするとともに、整理整頓して、不審者が潜みやすい物陰や、施設内外の見通しを妨げるもの、侵入の足場になるものを取り除くように改善する。

(例) 樹木等の撤去や移動により死角の解消

駐車場を、職員用と外来用とに区別し、外来用は、事務室など職員が常駐する場所から見通せるところに設け、容易に来訪者に気付くことができるようにする。

普段利用する出入口は、できるだけ少なくし、事務室など職員が常駐する場所から見えるところに限定するなど、容易に来訪者に気付くことができるようにする。

窓には、合わせガラスなど破壊に強いガラスを使用する。補助錠、面格子を取り付ける。また、面格子がネジ止めのもの場合は、ネジを抜いて取り外されないよう、ネジの頭をつぶす。

建物内は、来訪者の立ち入りを認める区画と、入所(通所)児者と職員が立ち入ることができる区画との区別を明確に示す。

2 防犯設備の設置

死角部分が生じないように，次のような防犯設備を設置する。

- ・ 防犯カメラ
- ・ 監視ミラー
- ・ センサーライトなどの照明設備
- ・ 来訪者をチャイムで知らせる装置

侵入が予見される場所に，次のような警報装置を設置する。

- ・ 戸締まり侵入警報機類
- ・ 侵入感知警報機類
- ・ 外周警戒警報機類

不審者の侵入などの被害の発生を知らせるための警報装置，警備会社などへの通報装置を設置する。これらの装置は，即座に使用できるように，端末（押しボタン）を随所に設置すると効果的である。

また，警報装置や通報装置を，赤色回転灯と連動させて，外部から異常が把握できるように施設外に設置する。

最悪の場合に備え，不審者の侵入を水際で阻止できるように，次のような防犯用具の設置する。

- ・ ^{さすまた}刺股
- ・ 催涙ガス等噴射機（スプレー）

「^{さすまた}刺股」は，事前の訓練や基礎知識がないまま使用すると，侵入者に取り上げられ，武器として使用されるおそれがある。

また，「催涙スプレー」などは，侵入者との間隔が数メートルもある場合には命中させることが困難であり，周囲にいる人々へも催涙効果を及ぼすおそれがあるので，十分に注意する必要がある。

このため，専門家の指導を受けて，取扱いに習熟した者のみが使用することとしなければならない。

第2 対応マニュアルの具体例

不審者への対応マニュアル

児童擁護施設 園

目 次

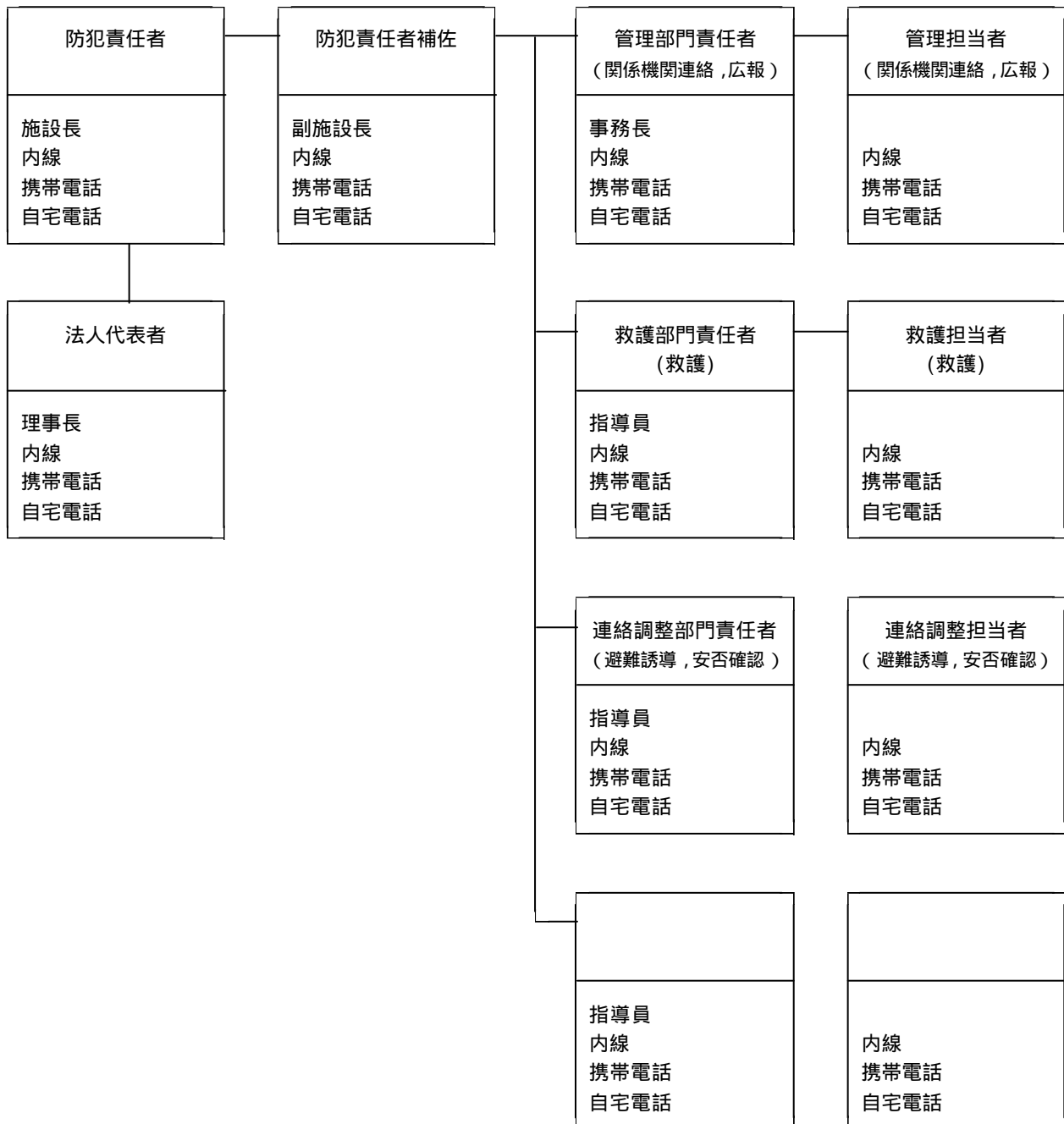
1	防犯のための体制づくり.....	1
2	施設と防犯設備の点検と警備.....	2
3	通学時の安全確保.....	3
4	不審者の目安.....	4
5	不審者の発見と被害寺の対応.....	5
6	避難経路図.....	6
7	110番通報要領.....	7
8	119番通報.....	8
9	緊急連絡先一覧及び連絡方法.....	9

第2 対応マニュアルの具体例

施設不審者への対応マニュアル

1 防犯のための体制づくり

緊急時の組織と連絡体制



2 施設と防犯設備の点検と整備

不審者への対応チェックリスト

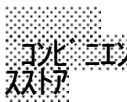

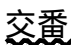


不審者の侵入に関して最適な予防策と善後策を講ずるためのチェックリストとして、次のようなものが考えられる。各施設においては、これを参考としてそれぞれの実情に即した形でチェックリストを定めて定期的に点検を実施されたい。


項目	対応状況		不十分な点 及び代替措置
	十分	不十分	
職員間の危機管理についての共通理解と定期的な情報交換状況			
防犯責任者の指定等防犯体制の確立状況			
避難訓練を含めた緊急時の対応についての訓練状況			
警察等の関係機関との連携状況			
地域社会との連携状況			
出入口等での来訪者の確認状況			
被害発生時の対応に関するフローチャートの作成			
緊急時に対応する役割分担表の作成			
施設の防犯設備の点検と整備状況			
死角の確認と解消状況			
関係機関電話連絡網の作成			
入所（通所）者名簿（安否確認用）の作成			
避難手順書，避難経路図の作成			
医薬品設置状況			
被害状況整理票			
110番通報要領，119番通報要領の作成			
緊急連絡先一覧の作成			

3 通学時の安全確保

通学の途中で不審者に後をつけられた、車に乗るよう声をかけられたときに助けを求め
る場所として、交番、「こどもを守る110番の家」等に一時的に避難する。

交番、「こどもを守る110番の家」の位置

 コレコレ ストア			スーパーマーケット		
×××公園	 さん宅		××たば こ店		
 交番					 床屋
和 食店			 ××郵 便局		<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;"> 保育園 </div>

 こどもを守る110番の家：危険を感じたときに駆け込む緊急避難場所

4 不審者の目安

次のような人は、不審者であると考えられるので、本施設の「対応マニュアル」にのっとった対応をとることとする。

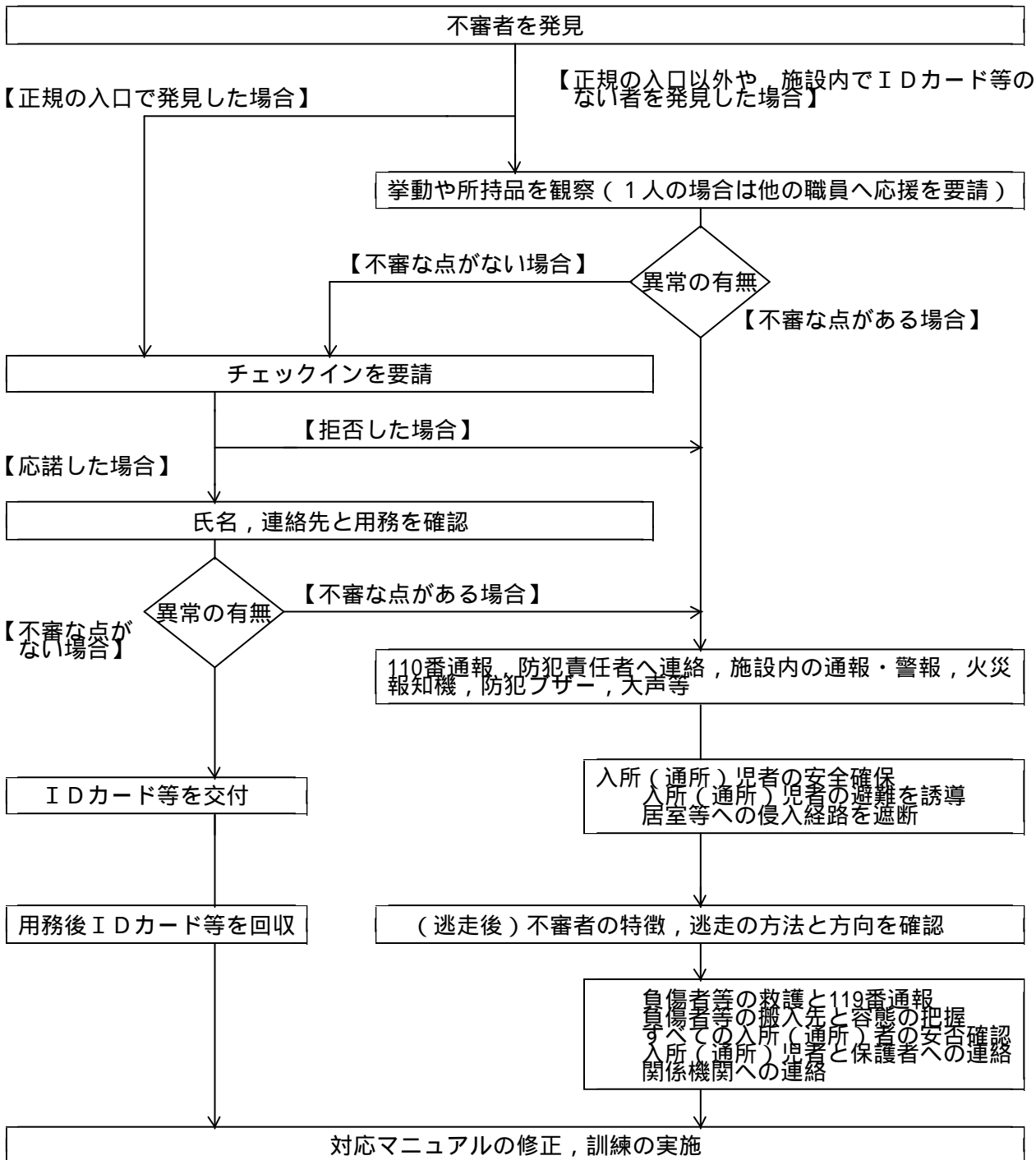
- ・ 施設周辺に長時間にわたって駐車しているクルマに乗っている人
- ・ 施設周辺を徘徊する人
- ・ 物陰などから施設の様子をうかがっている人
- ・ ヘルメット、マスク、帽子などで顔を隠している人
- ・ 不自然なものを持っていたり、何かを隠し持っている様子の人

5 不審者の発見と被害発生時の対応

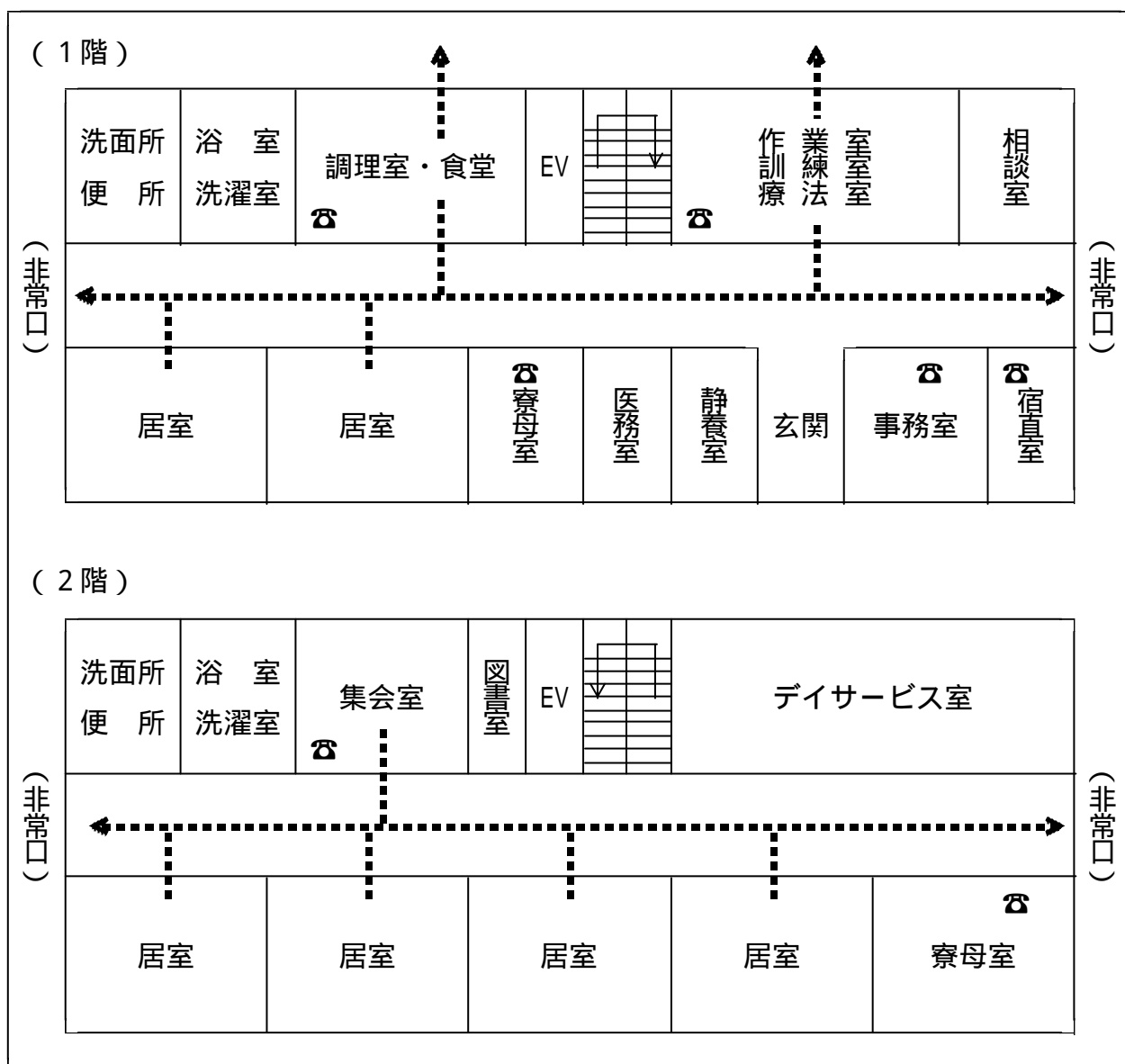
不審者の発見と対応に関する手順

不審者の発見と対応は、次のような手順で行うことが考えられる。

< 来訪者に対しては事務室でチェックインしてもらい施設内ではIDカード等を身に付けるようにしてもらおう。 >



6 避難経路図



- ☎ 火災報知器
- ☎ 電話
- ☎ 通報装置

8 119番通報要領

電話をかける場所から見える位置に、次のようなメモを掲示しておく。

- ・ 種類.....救急です。
- ・ 場所.....住所は 市 町978, 児童養護施設 園です。
- ・ 近くの目標は, 郵便局です。
- ・ 通報者.....私は, 児童養護施設 園職員の××です。
電話番号は - 1111番です。
- ・ 被害状況.....負傷者は 人です。
負傷者の容態は の状態です。

* 傷病者の状態を聞かれたら簡潔に。

9 緊急連絡先一覧及び連絡方法

緊急連絡先一覧

名称		電話番号	備考
警察署		1 1 0	
消防署		1 1 9	
協力 医療機関	病院	× × × - × × × ×	
	医院	× × × - × × × ×	
行政機関	市役所	× × × - × × × ×	
	福祉事務所	× × × - × × × ×	
	保健所	× × × - × × × ×	
近隣の 福祉施設	児童福祉施設	× × × - × × × ×	・ 第1番通報する のため、被害に 遭った場合、防 護を要する。
	老人福祉施設	× × × - × × × ×	
	知的障害者福祉施設	× × × - × × × ×	
	身体障害者福祉施設	× × × - × × × ×	
近隣の 教育機関	保育園	× × × - × × × ×	・ 第1番通報する のため、被害に 遭った場合、防 護を要する。
	幼稚園	× × × - × × × ×	
	小学校	× × × - × × × ×	
協力 事業所	中学校	× × × - × × × ×	・ 一時の被害に 遭った場合、防 護を要する。
	スーパーマーケット	× × × - × × × ×	
	ガソリンスタンド	× × × - × × × ×	
協力 地域住民	ホームセンター	× × × - × × × ×	・ 救済に 必要とする。
	民生委員	× × × - × × × ×	
	児童委員	× × × - × × × ×	
	ボランティア	× × × - × × × ×	

緊急時の連絡方法

電話，Eメール

.....使用が可能な場合には，警察をはじめ関係機関への通報に用いる。

火災報知器

.....火事でなくても，危険を知らせる必要がある場合は，これを用いる。

通報装置

.....上記によりがたい場合には，機械警備や巡回を委託している警備会社へ直結する通報装置を用いる。

